

石川県総合防除計画 【令和6年3月29日公表】

1. 計画策定の趣旨

近年、温暖化等による気象変動、人やモノの国境を越えた移動の増加を背景として、有害動植物の侵入・まん延リスクが高まっている。また、化学農薬に依存した防除により薬剤抵抗性が発達した有害動植物が発生するなど、発生の予防を含めた防除の普及等を図っていくことが急務となっている。このような状況を踏まえ、国において、有害動植物の発生の状況に対応して植物防疫を的確に実施するため、植物防疫法(昭和25年法律第151号。以下「法」という。)第22条の2に基づき、「指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針」を定め、都道府県は同指針に即して、かつ、地域の実情に応じて総合防除計画を定めるものとされた。

本計画は、法第22条の3第1項に基づき、総合防除の実施に関する基本的な事項を定めるものである。

2. 指定有害動植物の総合防除の実施に関する基本的な事項

安全な農産物の安定した生産・供給や品質向上を図り、防除による周辺環境に及ぼす影響を最小限にとどめるには、化学農薬に過度に依存しない総合防除を推進するとともに、農薬を適正に使用することが重要である。

このため、農業者など農薬使用者や関係機関に対して防除指導を行う際には、総合防除計画、防除指針や病虫害発生予察情報、稲作主要害虫要防除水準等を活用し、また下記の事項に留意して、適期、的確な病虫害・雑草防除および農薬の適正使用を徹底するものとする。

農林水産大臣が指定する指定有害動植物のうち、本計画に定める総合防除の対象とする指定有害動植物は、本県の実情に合わせて農作物に重大な損害を与える可能性がある別表1のとおりとし、品目ごとの有害動植物の総合防除の詳細については、別表2のとおりとする。

(1) 総合防除の推進

化学農薬に過度に依存せず、耕種的、物理的、生物的防除技術を効果的に組み合わせた総合防除を推進する。

①生産環境の改善等による病虫害・雑草の発生しにくい環境づくり

- ・耐病性品種、抵抗性品種の導入
- ・抵抗性台木および高接木の導入
- ・輪作、対抗作物の導入

- ・適正な作付け時期、栽植密度の確保
- ・過剰な施肥の防止
- ・不作付地、畦畔等の圃場周辺の適正管理
- ②物理的防除及び生物的防除技術の積極的な活用
 - ・太陽熱土壌消毒、施設栽培、寒冷しゃ等被覆栽培の活用
 - ・天敵、生物農薬、フェロモン剤の活用
- ③病害虫・雑草防除の効率化
 - ・病害虫・雑草の発生状況の把握
 - ・病害虫発生予察情報を活用した効率的な病害虫・雑草防除

(参考)稲作主要害虫要防除水準

害虫名	調査時期	防除要否の基準	備考
イネゾウムシ	田植え 10 日後	畦畔沿いの成虫数 0.3 匹/株	基準を超えたら即時に防除する
イネミズゾウムシ	5 月中旬	成虫数 0.3 匹/株	基準を超えたら即時に防除する
イネドロオイムシ	6 月初め	1 卵塊/株	幼虫多発期(6 月中旬)に防除する
	6 月中旬	被害葉率 20%	
ニカメイチュウ(1 世代)	発蛾 最盛日 の約 1 週間後	被害株率 10%	調査時期は 6 月 7 日～10 日が目安
セジロウンカ(穂部加害)	7 月中・下旬(侵入世代)	20 回すくい取りで 50 匹	第 1 世代は、侵入世代の 30～50 倍に増加する
	7 月下旬～8 月上旬(第 1 世代)	20 回すくい取りで 500～600 匹(成虫+幼虫)	
トビイロウンカ	7 月中・下旬(侵入世代)	寄生虫数(成虫数)0.2 匹/株	第 2 世代は、侵入世代の約 1,000 倍に増加する
	8 月下旬(第 2 世代)	寄生虫数 10 匹/株(成虫+幼虫)	
コブノメイガ	7 月中・下旬(侵入世代)	50 回すくい取りで成虫数 2 匹	8 月中旬に幼虫が多発する
ツマグロヨコバイ	7 月下旬 第 2 世代幼虫盛期	20 回すくい取りで 400～500 匹(成虫+幼虫数)	8 月下旬に幼虫が多発する

(2)農薬の適正使用の徹底

①農薬の適正使用

- ・農薬使用にあたり農薬取締法、その他関係法令等に基づき適正に使用する。
- ・農薬取締法に基づいて登録された農薬を使用し、使用する製品のラベル等に記

載されている取扱注意事項・使用方法等を熟読し記載された指示に従う。特に、適用作物、単位面積当たりの使用量の最高限度または希釈倍数の最低限度、使用時期、総使用回数については必ず遵守する。

- ・ 同一農薬成分であっても、液剤、粒剤などの剤型や商品ごとに登録内容が異なる場合があるので、使用前に必ずラベルを確認する。
- ・ ラベルに記載された最終有効年月を過ぎた農薬は使用しない。
- ・ 食品衛生法に基づく残留基準値が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売を原則禁止する制度(いわゆる「ポジティブリスト制度」)が導入されていることから、農薬使用基準の遵守に加え、農薬散布時の飛散(ドリフト)防止や周辺環境に対する配慮が必要である。

②有効薬剤の選定および薬剤抵抗性対策

- ・ 病害虫・雑草防除の際は、効果の高い薬剤を選定するとともに薬剤抵抗性対策に留意する。薬剤抵抗性対策としては、同一系統の薬剤を連用しないことが重要である。

3. 農林水産大臣が異常発生時の防除を指示した場合における措置の内容及び実施体制

(1)異常発生時の措置の内容

異常発生時においては、当該指定有害動植物の急激なまん延を防止する。このため、県は農林水産大臣が法第 24 条第1項に基づき異常発生時の防除に関する措置の指示をした場合における措置の内容について、以下のとおり定める。

- ・ 早期収穫する。
- ・ 被害株や被害果のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、被害樹の伐採、被害株のすき込み等を徹底する。
- ・ 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。
- ・ 次期作に向け、圃場内及びその周辺の管理(雑草の防除、土壌消毒等)を徹底する。

(2)防除対策の実施体制

①防除対策の決定

県農林水産部ブランド戦略課は、県関係機関及び関係団体のうち必要な部署を招集して防除対策を協議し、防除の方針を決定する。関係機関は次の通りとする。

ア)県関係機関

- ・ 農林総合研究センター農業試験場病害虫防除室
- ・ 農林総合研究センター農業試験場中央普及支援センター

- ・南加賀農林総合事務所
- ・石川農林総合事務所
- ・県央農林総合事務所
- ・中能登農林総合事務所
- ・奥能登農林総合事務所
- ・農業経営戦略課
- ・生産振興課

イ) 市町

ウ) 関係団体

- ・石川県植物防疫協会
- ・石川県農業共済組合
- ・石川県農業協同組合中央会
- ・全国農業協同組合連合会石川県本部
- ・石川県農薬卸商業協同組合

②防除対策の実施

①で決定した方針について、各農林総合事務所、全国農業協同連合会石川県本部及び市町は、農業試験場、生産振興課、ブランド戦略課と協力して、農業者に対して防除指導や情報提供を行う。

病害虫防除室は、県内の発生及び被害状況について継続的に情報収集し、発生・被害状況について取りまとめ、随時、関係機関及び団体等と情報共有する。

4. 指定有害動植物の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体との連携に関する事項

<病害虫防除の推進体制>

(1) 推進体制

本県における効果的な病害虫防除を推進するため、県関係機関(ブランド戦略課、農林総合研究センター(病害虫防除室、中央普及支援センター)、農林総合事務所)、市町及び関係団体(石川県植物防疫協会、石川県農業共済組合、石川県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会石川県本部、石川県農薬卸商業協同組合)は、(2)の役割のもと、相互に密接な連携を図るものとする。

(2) 県関係機関・市町、関係団体の役割

① 県関係機関

県関係機関は、本県における効果的な病害虫の防除を図るため、相互に情報を共有し病害虫の発生状況を的確に把握するとともに、発生予察情報等の提供や発

生状況に応じて関係機関が連携し農業者等に適時・適切な防除指導等を行う。

また、課題となる病害虫の防除技術の開発や総合防除の普及の考え方を踏まえ、環境への負荷を軽減した防除技術の開発・普及等を推進する。

なお、情報等の迅速な提供のため、ICT(情報通信技術:電子メール、SNS等)やプレスリリース、公式ホームページの活用を積極的に行う。

②市町

市町は、総合防除計画に沿って農業者等へ総合防除の内容等を周知し、市町内における病害虫防除の効果的な防除を推進する。

③関係団体

関係団体は、県や市町と連携し効果的な病害虫防除の推進に係る事業に協力するとともに、必要に応じ農業者等への指導・助言を行う。

5. その他必要な事項

<総合防除計画の見直し>

総合防除基本指針の変更や最新の科学的知見並びに指定有害動植物の本県における発生状況及び動向を踏まえ、必要があると認めるときには見直すものとする。

<農薬の適正使用に関する留意事項>

農薬は病害虫・雑草の防除、または農作物の生理機能の調節に使用される薬剤で、そのほとんどが化学物質であり、何らかの生理活性を有しているため、農薬散布の対象とする病害虫以外の動植物や周辺環境にも少なからず影響を及ぼす可能性がある。

このため、農薬は可能な限り毒性の低いものを選択するとともに、農薬を適正に使用するには、下記に十分留意する必要がある。

- ①使用者に対する安全対策
- ②周辺環境に対する安全対策
- ③農作物に対する安全対策(薬害の回避)
- ④農薬の保管、管理に対する安全対策
- ⑤農薬の飛散防止対策

(1)使用者に対する安全対策

①体調を整える

- ・ 体調を整え、健康な状態で作業に臨む。また、睡眠不足、アレルギー体質やかぶれやすい体質の人、病後、手足などに外傷がある人、妊娠・生理中の女性や疲労の激しい人などは作業しない。

②防除器具の点検、整備

- ・ 農薬散布中に起こる防除器具の故障は事故につながる可能性があるため、使用前に防除器具の点検、整備を行う。特にノズルやホースおよびその接続部位等は十分に整備する。

③防除保護衣等の着用

- ・ 農薬の取り扱い時は、ラベルに記載されている安全使用上の注意等に留意し、マスク、防除衣、手袋、保護メガネなど防護具を着用する。特に、濃厚な薬液を取り扱う散布液の調製時、施設内での散布時や土壌くん蒸剤の使用時は、防護装備を厳重に行う。

④薬液調製時の注意事項

- ・ ラベルに明記されている適用病害虫の単位面積当たり使用量の最高限度、または希釈倍数の最低限度は必ず守る。これに違反すると、農薬取締法により罰則が適用される場合がある。
- ・ 薬液は散布面積等を勘案して必要量のみ調製し、作業後に残らないようにする。
- ・ 農薬を希釈する際は、水滴が飛び散らぬよう、水面近くから静かに入れ、攪拌は棒等で静かに行き、絶対に手でかき混ぜない。
- ・ なお、空になった缶やビン等の水洗いできる容器は、水ですすぎ洗いして、洗い水は散布液に加える。

⑤散布時の注意事項

- ・ 散布する時間帯は、原則として涼しい朝、夕とし、真夏の日中や高温時の施設内での散布は行わない。
- ・ 散布する時は風を背にし、風上の方向に後向きに進むように行い、農薬の被曝を最小限に抑える。また、風速 3m(木の葉や枝が動く程度)を超える強風時は、飛散が大きいため散布を控える。
- ・ 散布作業は1回2時間くらいを限度とし、連続、長時間の散布は行わない。
- ・ 散布時の喫煙・飲食は、農薬が体の中に直接入る恐れがあるので行わない。

⑥散布終了後の注意事項

- ・ 残った散布液や防除機具・容器等の洗浄液は、散布ムラの調整に使用し、その場で使い切る。圃場以外での散布、投棄は行わない。
- ・ 作業終了後、手や露出部を石鹸でよく洗い、眼の水洗、うがい、洗顔をした後に入浴し、全身をよく洗う。
- ・ 作業に使用した防除衣等は、他の洗濯物と区別して、その都度洗濯をする。
- ・ 農薬を散布した当日は飲酒を控え、十分睡眠をとる。
- ・ 農薬散布後、気分が悪くなるなど身体に異常を感じたら、直ちに医師の診断を受ける。その際は、医師に農薬名や作業状況を告げる。

- ・ 農薬の空きびんや空袋等は、下記の表に留意して、容器に付着している農薬を取り除いた後、農協等が実施する一斉回収を利用するなどして、廃棄物処理業者に処理を委託し、適切に処理する。処理するまでは雨水等の影響がなく、子どもや第三者が触れることのない場所に保管しておく。

表 使い切った農薬容器内に付着している農薬の除去法

容器の種類	残った農薬の除去法
缶・ビン (水洗できる容器)	散布機や希釈用容器に、中身の農薬をボタ落ちがなくなるまで逆さまにして移し終えた後、容器に4分の1の水を加えて密栓し、よく振とうして散布液調製時に希釈液として使用する。この操作を3回繰り返した後、眼にみえるような残分がないことを確認する。
紙袋等 (水洗いできない容器)	散布機や希釈用容器に中身の農薬を移し終えた後、袋を軽く叩いて、内面への付着分を散布機や希釈用容器に落とす。眼に見えるような残分がないことを確認する。
エアゾール缶	中身の農薬を使い切った後、火気のない戸外で、噴射音が消えるまでガスを抜く。
揮発性農薬 (クロルピクリン等)が入った缶状の容器	(1)付着残液処理 周囲に影響のない圃場内の適当な場所に小さなくぼみをつくり、使用済み容器の口金はずし、くぼみの中に収まるよう倒立させる。 倒立させた容器の周りを土で覆い、1～2日間静置し、完全に付着残液を土に浸みこませる。 (2)残臭処理 缶を倒立させたまま、徐々に臭気を抜く。約1ヵ月後に缶を上向きに戻し、臭いの有無を確認する。臭いが残っていれば、上向きのまま1週間程度静置、完全に臭いがなくなるのを確認し、缶を圃場から回収する。 上記の方法を原則とするが、使用する農薬のラベルに書かれた注意事項等の処理方法に従い、適正に処理するものとする。

⑦農薬使用履歴(防除履歴)の記帳

農薬の適正使用を徹底し、消費者からの信頼を確保するため、以下の項目について農薬使用記録を作成し、保管する。

- ・ 農薬を使用した年月日と場所
- ・ 農薬を使用した農作物の名称と農薬の名称
- ・ 使用した農薬の単位面積当たりの使用量と希釈倍数

(2) 周辺環境に対する安全対策

①周辺住民等への配慮

ア 学校、保育所、病院、住宅地等に近接する農地(家庭菜園、市民農園含む)における病虫害防除にあたっては、「住宅地等における農薬使用について(平成 25 年4月 26 日付け 25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知)」に従い、次の事項の遵守に努め、農薬の飛散が住民、子ども等に健康被害を及ぼすことがないように最大限配慮する。

- ・ 粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を選択する。また、液剤の散布にあたっては、飛散を抑制するノズルを使用する。
- ・ 農薬散布は、無風または風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向き等に注意すること。
- ・ 農薬使用者および農薬使用委託者は、農薬を散布する旨について、事前に近隣の住民への周知に努めること。特に、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等があり、農薬の散布時に子どもの通行が予想される場合には、当該学校や子どもの保護者等に対する周知および子どもの健康被害防止について徹底する。

イ 一斉防除など広範囲で一時に農薬を使用する場合には、事前に近隣住民への周知に努め、農薬危害防止対策を徹底する。

ウ 水田および畑地において、無人ヘリコプターまたは無人マルチローター(ドローン)による農薬散布を実施する場合は、無人ヘリ、ドローンそれぞれの「農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」に従い、周辺環境に十分配慮して行う。

【周知する内容】

- ・ 散布者の連絡先
- ・ 散布予定日時、中止・延期する場合の条件
- ・ 散布する圃場
- ・ 防除する病虫害・雑草の名称(発生していれば発生状況)
- ・ 対象となる農作物の種類
- ・ 散布する農薬の名称と散布予定量
- ・ 散布前後の具体的な注意事項 等

②魚介類、水系への配慮

- ・ 農薬使用にあたり、圃場周辺の地形や風、降雨などの気象条件を考慮し、水系への飛散、流入がないよう注意する。特に、水田において除草剤等を使用する場合は、ラベルに表示されている止水に関する注意事項等を確認するとともに、止水期間を1週間程度とし、その間、落水、掛け流しは行わない。

③畜産、養蚕、養蜂に対する注意

- ・ 畜産、養蚕、養蜂農家との情報交換を行い、飼育状況を把握し、これに基づいて

使用する農薬および散布時期、方法の選択に十分配慮するとともに、農薬散布計画の周知に努める。

(3) 農作物に対する安全対策(薬害の回避)

- ・ 一般的に高温条件や極端な乾燥条件下の散布は、薬害が出やすいので注意する。また、土壌の乾燥条件も薬害を助長することがあるので、灌水可能なハウス等では、灌水後に農薬を使用する。
- ・ 同一作物であっても、品種や生育段階が違くと薬害が生じる場合がある。農薬のラベルには、その旨表示されているので注意する。
- ・ 農薬の混用により薬害が生じることがあるので、混用する場合は、混用できるか確認する。また、混合してはならない農薬の近接散布により、薬害が発生することもあるので注意する。
- ・ 除草剤のラベルには適用土壌が示されているので、土質に合った剤を使用する。

(4) 農薬の保管、管理に対する安全対策

- ・ 農薬は保管する場所を定め、施錠して保管する。
- ・ 保管する場所は、直射日光があたりず、冷涼で、乾燥した場所を選定する。
- ・ 保管にあたって特別に注意を要する農薬は、保管方法がラベルに表示されているので、表示に従って保管する。
- ・ 塩素酸ソーダなど発火しやすい農薬や、くん蒸剤などガス化しやすい農薬は、火気の恐れがない場所に保管する。
- ・ 毒物、劇物に該当する農薬は他の農薬と分けて、専用の保管庫に「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」と表示し、施錠して保管する。また、保管庫は簡単に持ち出せたり(手提げ金庫等)、簡単に破壊されるもの(ガラス戸棚等)は避け、確実に保管する。
- ・ 農薬の誤使用、誤飲食がないよう、ジュースビンやペットボトル等の容器への移し替えは絶対に行わない。
- ・ 最終有効年月を過ぎた農薬や使用する見込みのない不要な農薬は、農協等が実施する一斉回収を利用するなどして、廃棄物処理業者に処理を委託し、適切に処理する。
- ・ 万一、盗難にあった場合は、直ちに警察に届け出る。

(5) 農薬の飛散防止対策

農薬使用を行う場合には、次の事項の遵守に努め、農薬の飛散により周辺農作物に被害を及ぼすことがないように配慮する。

- ・ 地域の農業者で連携し、品目に関わらず地区の作物の栽培・生育状況、農薬

使用の目的、散布時期、使用農薬の種類等について、連絡する。

- ・ 農機具のタンクやホースは十分に洗浄し、洗い漏れがないよう注意する。
- ・ 当該病害虫の発生状況を踏まえ、最小限の区域における農薬散布に留める。
- ・ 農薬の散布に際しては、使用方法等を検討し、農薬の飛散による影響の少ない使用方法等を選択する。
- ・ 農薬散布は、無風または風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向きなどに注意し、特に以下の点に留意する。
 - ① できるだけ作物の近くから、作物にかかるように散布する
 - ② 圃場の端部での散布は、外側から内側に向けて行う
- ・ 特に、周辺農作物の収穫時期が近い場合、農薬の飛散による影響が予想される場合は、
 - ① 使用時期や農薬の種類の変更
 - ② 飛散が少ない剤型の選択
 - ③ 散布方法や散布に用いる散布器具を飛散の少ないものに変更等の対策を講ずる。
- ・ 上記の飛散防止対策をとっても飛散が避けられないような場合にあっては、周辺農作物の栽培者に対して、収穫日の変更、圃場の被覆等による飛散防止対策を要請する。
- ・ 以下の項目について記録し、一定期間保管する。
 - ① 農薬を使用した年月日、場所、対象農作物、気象条件(風の強さ)等
 - ② 使用した農薬の種類または名称、および単位面積当たり使用量または希釈倍数
- ・ 農薬の飛散が生じた場合には、周辺農作物の栽培者等に対して速やかに連絡し、対策を協議する。

(6)その他

- ① 農薬の使用にあたっては容器の表示事項などをよく読み、安全でかつ適正に使用すること。また、使用に関して不明な点がある場合は、農薬相談窓口にご相談すること。

【農薬相談窓口】

県ブランド戦略課、県農林総合事務所、
県農林総合研究センター病害虫防除室および中央普及支援センター、
全国農業協同組合連合会石川県本部、各農業協同組合

②農薬登録情報の検索

農林水産省 <http://pesticide.maff.go.jp/>

③農薬残留基準の検索

公益財団法人日本食品化学研究振興財団 <http://www.ffcr.or.jp/>

別表1 農林水産大臣が指定する指定有害動植物のうち本計画に定める総合防除の対象とする指定有害動植物

作物名	指定有害動植物
作物共通	オオタバコガ、コナガ、シロイチモジヨトウ、ハスモンヨトウ、ヨトウガ、果樹カメムシ類
水稲	イネドロオイムシ、イネミズゾウムシ、コブノメイガ、セジロウンカ、ツマグロヨコバイ、トビイロウンカ、ニカメイガ、斑点米カメムシ類、ヒメトビウンカ、フタオビコヤガ、稲こうじ病、いもち病、ごま葉枯病、縞葉枯病ウイルス、白葉枯病、苗立枯病、ばか苗病、もみ枯細菌病、紋枯病
麦	赤かび病、うどんこ病、さび病類
大豆	アブラムシ類、吸実性カメムシ類、フタスジヒメハムシ、マメシンクイガ、紫斑病
さつまいも	ナカジロシタバ、基腐病
だいこん	アブラムシ類
きゅうり	アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類、ハダニ類、うどんこ病、褐斑病、炭疽病、灰色かび病、斑点細菌病、べと病
すいか	アブラムシ類
トマト	アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類、うどんこ病、疫病、黄化葉巻病ウイルス、すすかび病、灰色かび病、葉かび病
はす	ハスクビレアブラムシ
なし	アブラムシ類、カイガラムシ類、シンクイムシ類、ニセナシサビダニ、ハダニ類、ハマキムシ類、赤星病、黒星病、黒斑病
ぶどう	アザミウマ類、晩腐病、灰色かび病、べと病

別表2 指定有害動植物の総合防除の内容

1 作物共通

指定有害動植物	総合防除の内容
オオタバコガ	<ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット(4mm 目合い以下)の使用により、成虫の飛来を防ぐ。 ・圃場内や周辺の雑草防除に努める。 ・寄生果は見つけ次第除去する。 ・作物残渣は圃場外に持ち出し、適切に処分する。 ・発生予察情報や圃場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・抵抗性の発達回避のため、同一系統の薬剤を連用しない。
コナガ	<ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット(2mm 目合い以下)の使用により、成虫の飛来を防ぐ。 ・圃場内や周辺の雑草防除に努める。 ・卵塊や若齢幼虫の群棲している寄生葉を見つけ次第、除去する。 ・作物残渣は圃場外に持ち出し、適切に処分する。 ・発生予察情報や圃場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・抵抗性の発達回避のため、同一系統の薬剤を連用しない。
シロイチモジヨトウ	<ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット(4mm 目合い以下)の使用により、成虫の飛来を防ぐ。 ・圃場内や周辺の雑草防除に努める。 ・卵塊や若齢幼虫の群棲している寄生葉を見つけ次第、除去する。 ・作物残渣は圃場外に持ち出し、適切に処分する。 ・発生予察情報や圃場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・抵抗性の発達回避のため、同一系統の薬剤を連用しない。
ハスモンヨトウ	<ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット(4mm 目合い以下)の使用により、成虫の飛来を防ぐ。 ・圃場内や周辺の雑草防除に努める。 ・卵塊や若齢幼虫の群棲している寄生葉を見つけ次第、除去する。 ・結球野菜では、結球内部に食入し被害が大きくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・作物残渣は圃場外に持ち出し、適切に処分する。 ・発生予察情報や圃場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・抵抗性の発達回避のため、同一系統の薬剤を連用しない。

ヨトウガ	<ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット(4mm 目合い以下)の使用により、成虫の飛来を防ぐ。 ・圃場内や周辺の雑草防除に努める。 ・卵塊や若齢幼虫の群棲している寄生葉を見つけ次第、除去する。 ・結球野菜では、結球内部に食入し被害が大きくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・作物残渣は圃場外に持ち出し、適切に処分する。 ・発生予察情報や圃場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・抵抗性の発達回避のため、同一系統の薬剤を連用しない。
果樹カメムシ類	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的ネットを果樹園全体に展張する。 ・地域や園地で差があるため、果樹カメムシ類の活動が活発になる夕方に園内を見回る。 ・集合フェロモンを放出して次々に同種の仲間を呼び寄せることから、飛来初期に薬剤を散布する。

2 水稻

指定有害動植物	総合防除の内容
イネドロオイムシ	<ul style="list-style-type: none"> ・圃場周辺、畦畔等のいね科雑草を除草する。 ・幼虫多発期(6月中旬)に防除する。
イネミズゾウムシ	<ul style="list-style-type: none"> ・初期生育を確保するため健苗の育成に努める。 ・根腐は幼虫の被害を助長するので、深水を避け、根を健全に保つ。 ・発生予察情報や圃場内の見回り等に基づき、適期に防除する。
コブノメイガ	<ul style="list-style-type: none"> ・海外から7月～8月頃に飛来してくるが、年により時期、量ともに変動が大きいので病害虫発生予察情報に注意する。
ウンカ類 (セジロウンカ、トビイロウンカ、ヒメトビウンカ)	<ul style="list-style-type: none"> ・セジロウンカ、トビイロウンカは海外から飛来し、年により時期、量ともに変動が大きいので病害虫発生予察情報に注意する。 ・ヒメトビウンカは越冬することから、イネの収穫後は速やかに耕起し、ヒコバエやイネ科雑草を鋤き込む。
ツマグロヨコバイ	<ul style="list-style-type: none"> ・水田耕起や畦畔雑草管理により越冬密度を低くする。 ・被害は、穂ばらみ期から出穂期の多発で生じやすいので、適期防除を行う。

ニカメイガ	<ul style="list-style-type: none"> ・施肥管理を適正に行い、稲が過繁茂にならないようにする。 ・収穫後に、幼虫の越冬場所となる刈株や被害わらをすき込む。 ・発生予察情報や圃場内の見回り等に基づき、適期に防除する。
斑点米カ メムシ類	<ul style="list-style-type: none"> ・増殖源である雑草地や農道を含めて、広範囲に一斉除草する。 ・出穂期の雑草処理は水田への斑点米カメムシ類の飛び込みを助長するので、除草は出穂 10 日～1 週間前頃までに行う。 ・発生予察情報や圃場内の見回り等に基づき、適期に防除する。
フタオビ コヤガ	<ul style="list-style-type: none"> ・施肥管理を適正に行い、稲が過繁茂にならないようにする。 ・発生予察情報や圃場内の見回り等に基づき、適期に防除する。
稲こうじ病	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素肥料の過用をしない ・出穂 20～10 日前に薬剤散布する。 ・前年発生圃場で多発しやすいため、特にしっかり防除をする。
いもち病	<ul style="list-style-type: none"> ・発病苗は本田に植えない。 ・本田に珪酸肥料を施用する。 ・適正な水管理を行い、健全な生育を図る。 ・肥料は基肥、穂肥を主体とし、分けつ期には施用しないようにする。 ・補植用の取置苗は本病の発生源となるため、早期に除去する。
ごま葉枯 病	<ul style="list-style-type: none"> ・塩水選、種子消毒を行う。 ・催芽及び育苗資材には稲わら、籾がらを使用しない。 ・堆肥や土づくり肥料の施用により地力の増進を図る。 ・生育後期に肥切れしないような肥培管理を行う。
縞葉枯病 ウイルス	<ul style="list-style-type: none"> ・本田初期の発病株は抜き取って処分する。 ・施肥、水管理を適正に行い、過繁茂にならないようにする。 ・ヒメトビウンカにより媒介されることから、6 下旬～7 月上旬にヒメトビウンカを対象に本田防除を行う。
白葉枯病	<ul style="list-style-type: none"> ・畦畔水路などの雑草を徹底する。 ・窒素肥料の過用を避け、稲が過繁茂にならないようにする。
苗立枯病	<ul style="list-style-type: none"> ・播種前に育苗器具資材は十分洗浄する。 ・所定播種量を厳守し、厚播きをしない。 ・出芽期間は 30℃を超えないように、育苗期間は夜間5℃以下、昼間 25℃以上にならないようにする。 ・育苗中に発生した場合は箱ごと処分する。

ばか苗病	<ul style="list-style-type: none"> ・塩水選、種子消毒を行う。 ・催芽及び育苗資材には稲わら、籾がらを使用しない。 ・育苗中の発病苗は抜きとって焼却するか土中に埋める。 ・本田で発病した場合は、種籾感染の原因となるので穂ばらみ期までに完全に抜きとり、焼却するか土中に埋める。
もみ枯細菌病	<ul style="list-style-type: none"> ・塩水選、種子消毒を行う。 ・播種前に育苗器具資材は十分に洗浄する。 ・所定播種量を厳守し、厚播きをしない。 ・被害もみ・わらは翌年の伝染源となるため、圃場外に持ち出し適切に処分する。
紋枯病	<ul style="list-style-type: none"> ・施肥、水管理を適正に行い、過繁茂にならないようにする。 ・代かき後の浮遊物を除去する。 ・畦畔水路などの雑草を徹底する。 ・出穂後に散布の必要を認めた場合は、遅くとも出穂 10 日後までに散布する。

3 麦

指定有害動植物	総合防除の内容
赤かび病	<ul style="list-style-type: none"> ・麦わらなどの作物残渣は、持ち出しや鋤き込みにより適切に処理する。 ・窒素肥料の過用を避け、倒伏を防止する。 ・発生予察情報や圃場内の見回り等に基づき、適期に防除する。
うどんこ病	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素過多を避け、適正な施肥にする。 ・発病を認めたら、早めに薬剤散布する。
さび病類	<ul style="list-style-type: none"> ・麦わらなどの作物残渣は、持ち出しや鋤き込みにより適切に処理する。 ・窒素過多を避け、適正な施肥にする。 ・発病を認めたら、早めに薬剤散布する。

4 大豆

指定有害動植物	総合防除の内容
アブラムシ類	<ul style="list-style-type: none"> ・圃場内や周辺の雑草防除を徹底する。 ・発生予察情報や圃場内の見回り等に基づき、適期に防除する。

吸実性カ メムシ類	<ul style="list-style-type: none"> ・圃場内や周辺の雑草防除を徹底する。 ・発生予察情報や圃場内の見回り等に基づき、適期に防除する。
フタスジヒ メムシ	<ul style="list-style-type: none"> ・種子処理剤による防除を行う。 ・収穫後、畑の枯葉を除去するか、土中にすき込む。 ・発生予察情報や圃場内の見回り等に基づき、適期に防除する。
マメシク ガ	<ul style="list-style-type: none"> ・大豆の連作で密度が高まるので、3年以上連作しない。 ・収穫後、畑の枯葉を除去するか、土中にすき込む。 ・発生予察情報や圃場内の見回り等に基づき、適期に防除する。
紫斑病	<ul style="list-style-type: none"> ・無病種子を用いる。 ・抵抗性品種を用いる。 ・茎葉、莢カラなどは圃場外で適切に処分する。 ・発生予察情報や圃場内の見回り等に基づき、適期に防除する。

5 さつまいも

指定有害 動植物	総合防除の内容
ナカジロ シタバ	<ul style="list-style-type: none"> ・幼虫は見つけしだい捕殺する。 ・薬剤の効果は幼虫の発育に伴い低下するので若齢期に防除する。
基腐病	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な種いも及び苗の使用を徹底する。 ・発病株は袋に入れるなどして、付着している土があたりに飛び散らないように圃場外へ持ち出し処分する。 ・発生圃場で使用した農機具や資材は、消毒や洗浄を十分に行う。 ・本病が発生した圃場では、次年度サツマイモの作付をしない。

6 だいこん

指定有害 動植物	総合防除の内容
アブラム シ類	<ul style="list-style-type: none"> ・圃場内や周辺の雑草防除を徹底する。 ・発生予察情報や圃場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・同一系統の薬剤を連用すると抵抗性を獲得しやすいため、同系統の薬剤は連用しない。

7 きゅうり

指定有害動植物	総合防除の内容
アザミウマ類	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺雑草及びハウス内の雑草処理を徹底する。 ・被害植物や雑草は除去後、土中に埋めるか、ビニール等で密封し、半月程度放置する。 ・侵入防止対策のとれているハウスでは、青色粘着トラップを吊るすことにより、密度を下げるができる。 ・発生予察情報や圃場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・同一系統の薬剤を連用すると抵抗性を獲得しやすいため、同系統の薬剤は連用しない。
アブラムシ類	<ul style="list-style-type: none"> ・圃場内や周辺の雑草防除を徹底する。 ・苗による持ち込みに注意する。 ・発生予察情報や圃場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・同一系統の薬剤を連用すると抵抗性を獲得しやすいため、同系統の薬剤は連用しない。 ・葉が込み合っている時には、葉裏に薬剤が十分かかるように、不必要な葉を除去したり、浸透性のある薬剤を散布する。
コナジラミ類	<ul style="list-style-type: none"> ・圃場内や周辺の雑草防除を徹底する。 ・苗による持ち込みに注意する。 ・侵入防止対策のとれているハウスでは、黄色粘着トラップを吊るすことにより、密度を下げるができる。 ・発生予察情報や圃場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・同一系統の薬剤を連用すると抵抗性を獲得しやすいため、同系統の薬剤は連用しない。
ハダニ類	<ul style="list-style-type: none"> ・圃場内や周辺の雑草防除を徹底する。 ・夏期には、栽培終了後にハウスを密閉して蒸し込み処理を行う。 ・発生予察情報や圃場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・同一系統の薬剤を連用すると抵抗性を獲得しやすいため、同系統の薬剤は連用しない。
うどんこ病	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素過多にならないように肥培管理する。 ・乾燥条件下で多発しやすいことから、ハウス栽培で過度の乾燥を避ける。 ・発生予察情報や圃場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・耐性菌の発達回避のため、同一系統の薬剤を連用しない。

褐斑病	<ul style="list-style-type: none"> ・耐病性品種を用いる ・発病葉は除去し、圃場外で適切に処分する。 ・多湿条件で発病しやすいので、ハウス栽培では湿度管理に注意する。 ・窒素過多や肥料切れにより発病が助長されるので、適正な施肥を心がける。 ・発生予察情報や圃場内の見回り等に基づき、発生初期に防除する。 ・防除時期は、定植時(植穴土壌混和)、発病初期(散布)である。
炭疽病	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素過多にならないように肥培管理する。 ・被害果や発病葉は除去し、圃場外で適切に処分する。 ・発生予察情報や圃場内の見回り等に基づき、発生初期に防除する。 ・多雨時に発病が多いことから、気象情報等を参考に、薬剤散布を実施する。 ・薬剤防除は予防的に実施し、初期感染を防ぐことによって散布回数を減らすよう努める。 ・耐性菌の発達回避のため、同一系統の薬剤を連用しない。
灰色かび病	<ul style="list-style-type: none"> ・被害果は除去し、圃場外に持ち出し、処分する。 ・多湿条件で発病しやすいので、ハウス栽培では湿度管理に注意する。 ・受精の終わった花弁を除去する。 ・発生予察情報や圃場内の見回り等に基づき、発生初期に防除する。 ・耐性菌の発達回避のため、同一系統の薬剤を連用しない。
斑点細菌病	<ul style="list-style-type: none"> ・無病土を用いて育苗する。 ・被害茎葉はすぐに圃場外に持ち出し、処分する。 ・多湿条件で発病しやすいので、ハウス栽培では湿度管理に注意する。 ・ウリ科以外の作物と輪作する。 ・発病後の防除は効果が低いため、予防的に実施し、初期感染を防ぐことによって散布回数を減らすよう努める。
べと病	<ul style="list-style-type: none"> ・耐病性品種を用いる ・発病苗は本圃の伝染源となるので植付けない。 ・土中の病原菌が、灌水時の跳ね返りにより感染するため、ポリマルチや敷わらをする。 ・肥料切れになると発生しやすいので、草勢の維持管理に努める。 ・薬剤防除は予防的に実施し、初期感染を防ぐ。 ・耐性菌の発達回避のため、同一系統の薬剤を連用しない。

8 すいか

指定有害 動植物	総合防除の内容
アブラムシ類	<ul style="list-style-type: none"> ・圃場内や周辺の雑草防除を徹底する。 ・発生予察情報や圃場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・同一系統の薬剤を連用すると抵抗性を獲得しやすいため、同系統の薬剤は連用しない。

9 トマト

指定有害 動植物	総合防除の内容
アザミウマ類	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺雑草及びハウス内の雑草処理を徹底する。 ・被害植物や雑草は除去後、土中に埋めるか、ビニール等で密封し、半月程度放置する。 ・侵入防止対策のとれているハウスでは、青色粘着トラップを吊るすことにより、密度を下げるができる。 ・発生予察情報や圃場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・同一系統の薬剤を連用すると抵抗性を獲得しやすいため、同系統の薬剤は連用しない。
アブラムシ類	<ul style="list-style-type: none"> ・圃場内や周辺の雑草防除を徹底する。 ・シルバーポリマルチ、シルバーストライプマルチ、シルバーテープをするとアブラムシの飛来が少なくなる。 ・発生予察情報や圃場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・同一系統の薬剤を連用すると抵抗性を獲得しやすいため、同系統の薬剤は連用しない。 ・葉が込み合っている時には、葉裏に薬剤が十分かかるように、不必要な葉を除去したり、浸透性のある薬剤を散布する。

コナジラミ類	<ul style="list-style-type: none"> ・圃場内や周辺の雑草防除を徹底する。 ・苗による持ち込みに注意する。 ・侵入防止対策のとれているハウスでは、黄色粘着トラップを吊るすことにより、密度を下げるができる。 ・被害植物や雑草は除去後、土中に埋めるか、ビニール等で密封し、半月程度放置する。 ・発生予察情報や圃場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・同一系統の薬剤を連用すると抵抗性を獲得しやすいため、同系統の薬剤は連用しない。
うどんこ病	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素肥料の過多は本病の発病を助長するので、窒素過多にならないように肥培管理する。 ・乾燥条件下で多発しやすいことから、ハウス栽培で過度の乾燥を避ける。 ・発生予察情報や圃場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・耐性菌の発達回避のため、同一系統の薬剤を連用しない。
疫病	<ul style="list-style-type: none"> ・敷わらやマルチなどをして、土が跳ね上がらないようにする。 ・発病果や発病茎葉は速やかに除去し、圃場外で適切に処分する。 ・窒素過多を避け、適正な施肥を行う。 ・発生予察情報や圃場内の見回り等に基づき、適期に防除する。
黄化葉巻 病ウイルス	<ul style="list-style-type: none"> ・タバココナジラミによる媒介されるので、タバココナジラミの防除を行う。 ・発病株は抜き取り、ビニール袋などに入れ、枯れるまで密封する。
すすかび 病	<ul style="list-style-type: none"> ・多湿条件で発病しやすいので、ハウス栽培では湿度管理に注意する。 ・発病葉は本病の伝染源となるため、速やかに除去し、圃場外で適切に処分する。 ・被害植物の付いた資材はよく消毒する。 ・発生予察情報や圃場内の見回り等に基づき、発生初期に防除する。
灰色かび 病	<ul style="list-style-type: none"> ・多湿条件で発病しやすいので、ハウス栽培では湿度管理に注意する。 ・発病葉や発病果実は本病の伝染源となるため、速やかに除去し、圃場外で適切に処分する。 ・発生予察情報や圃場内の見回り等に基づき、発生初期に防除する。 ・耐性菌の発達回避のため、同一系統の薬剤を連用しない。

葉かび病	<ul style="list-style-type: none"> ・多湿条件で発病しやすいので、ハウス栽培では湿度管理に注意する。 ・抵抗性品種を用いる。 ・肥料切れや窒素過多を避け、適正施肥を行う。 ・発生圃場で使用したはさみ等の資材の消毒を行う。 ・発病葉は本病の伝染源となるため、速やかに除去し、圃場外で適切に処分する。 ・発病後の防除効果が得にくく、また、潜伏期間が 15～20 日程度あるので、予防散布に努める。 ・防除時期は、定植直後から(散布)、発病前～発病初期である。 ・耐性菌の発達回避のため、同一系統の薬剤を連用しない。
------	--

10 はす

指定有害動植物	総合防除の内容
ハスクビレアブラムシ	<ul style="list-style-type: none"> ・圃場内や周辺の雑草防除を徹底する。 ・発生予察情報や圃場内の見回り等に基づき、適期に防除する。

11 なし

指定有害動植物	総合防除の内容
アブラムシ類	<ul style="list-style-type: none"> ・圃場内及びその周辺の雑草管理を適切に行う。 ・本虫は展開葉を次々に巻いてその中に寄生することから、浸透移行性のある薬剤の散布が有効である。 ・薬剤抵抗性の発達回避のため、同一系統の薬剤の連用は避ける。
カイガラムシ類	<ul style="list-style-type: none"> ・越冬虫の密度を下げるため、粗皮削りを行う。 ・せん定時に寄生の多い枝を切る。 ・本虫の防除適期は、ろう物質の分泌が少ない幼虫ふ化期であることから、防除は、発生予察情報や圃場の見回り等に基づき、適期に行う。
シンクイムシ類	<ul style="list-style-type: none"> ・越冬幼虫の密度を下げるため、粗皮削りを行う。 ・被害果は取り除き、幼虫の脱出前に圃場外で処分する。 ・防除は、発生予察情報や圃場の見回り等に基づき、適期に行う。

ニセナシ サビダニ	<ul style="list-style-type: none"> ・越冬虫の密度を下げるため、粗皮削りを行う。 ・新梢の先端部に多く生息するため、新梢が2次伸長しないよう適正な施肥管理に努める。 ・防除は、圃場の見回り等に基づき、適期に行う。 ・徒長枝先端部の新葉に寄生することが多いため、その部位に薬液が十分かかるように丁寧に散布する。
ハダニ類	<ul style="list-style-type: none"> ・圃場内及びその周辺の雑草管理を適切に行う。 ・防除は、発生予察情報や圃場の見回り等に基づき、適期に行う。 ・薬剤抵抗性の発達回避のため、同一系統の薬剤の連用は避ける。
ハマキム シ類	<ul style="list-style-type: none"> ・越冬虫の密度を下げるため、粗皮削りを行う。 ・受粉時に葉巻内の越冬幼虫を捕殺する。 ・防除は、発生予察情報や圃場の見回り等に基づき、適期に行う。 ・薬剤抵抗性の発達回避のため、同一系統の薬剤の連用は避ける。
赤星病	<ul style="list-style-type: none"> ・本病の中間寄主であるビャクシン類を伐採する。 ・袋掛けを実施する。 ・防除は、圃場の見回り等に基づき、適期に行う。
黒星病	<ul style="list-style-type: none"> ・本病の伝染源となるため、落葉は圃場外へ持ち出したり、耕起によりすき込むなどして、適切に処分する。 ・防除は、圃場の見回り等に基づき、適期に行う。 ・薬剤抵抗性の発達回避のため、同一系統の薬剤の連用は避ける。
黒斑病	<ul style="list-style-type: none"> ・被害果は摘採して処分する。 ・防除は、発生予察情報や圃場の見回り等に基づき、適期に行う。

12 ぶどう

指定有害 動植物	総合防除の内容
アザミウ マ類	<ul style="list-style-type: none"> ・圃場内及びその周辺の雑草管理を適切に行う。 ・袋かけ前の薬剤防除の後、速やかに袋かけを行う。 ・薬剤抵抗性の発達回避のため、同一系統の薬剤の連用は避ける。
晩腐病	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐や新梢管理を適正に行い、日照、通風を良好に保つ。 ・窒素過多や肥料の遅効は発病を助長するため、適期に適正施肥を行う。 ・防除は、発生予察情報や圃場の見回り等に基づき、適期に行う。 ・薬剤抵抗性の発達回避のため、同一系統の薬剤の連用は避ける。

<p>灰色かび病</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・換気を励行し、開花期前後の湿度低下に努める。 ・落花後の果実に付着した花冠や花カスは早めに取り除く。 ・伝染源となる発病葉や発病果は速やかに除去し、圃場外に持ち出して処分する。 ・防除は、圃場の見回り等に基づき、適期に行う。 ・薬剤抵抗性の発達回避のため、同一系統の薬剤の連用は避ける。
<p>べと病</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・肥培管理に注意して、樹勢を健全に保つ。 ・伝染源となる発病葉や発病果は速やかに除去し、圃場外に持ち出して処分する。 ・本病は、発生前からの予防が特に重要であるので、発病前から定期的に薬剤散布を行う。